

図書館利用に関する心得

1. 全般的なこと

- 1 図書館の管理する図書は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 図書館備付けの図書
 - (2) 研究室備付けの図書
- 2 前項第1号に規定する図書館備付けの図書は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 普通図書（学習図書）
 - (2) 貴重図書
 - (3) 辞書、事典、年鑑及び法令集
 - (4) 逐次及び定期刊行物
 - (5) 新聞その他の資料
- 3 図書館において利用できる施設は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 開架閲覧室（1階、2階及び3階）
 - (2) 視聴覚コーナー（1階）
 - (3) 教員閲覧室（3階）
 - (4) グループ学習室（3階）
 - (5) 書庫（4階）
 - (6) 特別資料室（4階）
 - (7) その他館長が必要と認める施設
- 4 図書館を利用することができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、休職、休学及び停学中の者は、利用することができない。
 - (1) 本学の教職員
 - (2) 本学の名誉教授
 - (3) 本学の非常勤講師
 - (4) 本学の大学院学生
 - (5) 本学の学部学生
 - (6) その他館長が特に認める者
- 5 図書館の開館時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、館長は、必要と認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。
 - (1) 月曜日から金曜日まで 午前8時40分から午後9時まで
 - (2) 土曜日 午前10時から午後4時まで
- 6 図書館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、学長は、必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の規定により休日とされる日
 - (3) 開学記念日 5月2日
 - (4) 12月29日から翌年1月3日まで
 - (5) 図書の点検日
 - (6) ばく書の日

2. 閲覧等

7 館内における閲覧及び施設利用は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 開架閲覧室（1階、2階及び3階）

開架閲覧室内の図書を自由に館内閲覧することができる。

(2) 視聴覚コーナー（1階）

視聴覚コーナーを利用しようとする者は、貸出しカウンターにおいて視聴覚資料の交付を受け自由に利用することができる。

(3) 教員閲覧室及びグループ学習室（3階）

教員閲覧室又はグループ学習室を利用しようとする者は、係員に申し出て所定の手続を行わなければならない。

(4) 書庫及び特別資料室（4階）

本学の教職員、大学院の学生及び館長が必要と認める者で図書を閲覧しようとするものは、学生証又は図書館利用証を係員に提示し、所定の手続を行わなければならない。

8 閲覧した図書は、当日の閉館時刻までに所定の場所に返却しなければならない。

3. 貸出し

9 普通図書は、館外へ貸出しを受けることができる。

10 図書の貸出しを受けようとする者は、学生証又は図書館利用証と図書を係員に提示し、貸出しカウンターにおいて所定の手続を行わなければならない。

11 貸出しを受けることのできる図書の冊数及び貸出し期間は、次の各号に掲げるとおりとする。貸出しを受けた図書は、転貸することはできない。

(1) 本学の教職員	15冊以内	1月以内
(2) 本学の名誉教授	10冊以内	1月以内
(3) 本学の非常勤講師	10冊以内	1月以内
(4) 本学の大学院学生	10冊以内	1月以内
(5) 本学の学部学生	5冊以内	2週間以内
(6) その他館長が特に認める者	5冊以内	2週間以内

12 貸出しを受けた図書は、貸出し期間内に返却しなければならないが、引き続き貸出しを希望するときは一旦返却し、改めて手続のうえ1回限り再び貸出しを受けることができる。

13 貸出しを受けた図書は、貸出し期間内であっても、館長が必要と認めるときは、返却を求めることができる。

14 研究室備付けの図書の貸出しを受けようとする者は、当該研究室の担当教員に申し出て、その許可を受けなければならない。

15 次の各号に掲げる図書は、館長が特に許可するとき以外は、貸出しを受けることができない。

(1) 貴重図書

(2) 辞書、事典、年鑑及び法令集

(3) 逐次及び定期刊行物

(4) 新聞その他の資料

16 館長は、貸出し期間を経過しても図書を返却しない者には貸出しを停止することができる。

4 . 館内規律

17 図書館を利用する者は、常に学生証又は図書館利用証を携帯し、入館の際は係員に提示しなければならない。

18 図書館を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静寂を重んじ他人に迷惑をかける行いを慎むこと
- (2) 図書、器具、床その他の設備を汚損しないこと
- (3) 印刷物その他の物品を配布し、又は他人を勧誘しないこと
- (4) 協議に類する会合を行わないこと
- (5) 清潔に留意し、紙屑等を散らさないこと
- (6) 飲食、喫煙等をしないこと

5 . その他

19 借り受けた図書を紛失し、又は汚損した場合には、10日以内に同一図書又は同種の図書を返納しなければならない。ただし、館長は、天災その他やむを得ない理由があると認めるときは、返納を免ずることができる。

20 図書を複写し、又は撮影しようとする者は、館長の許可を受け、その指示に従わなければならない。

21 館長は、この心得及び館長の指示する事項に違反した者に対し、その後の図書館利用を停止し、又は禁止することができる。

附 則

この心得は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成10年7月6日から施行する。

附 則

この心得は、平成12年8月11日から施行する。

附 則

この心得は、平成12年12月11日から施行する。